

Webサイト等の修正・保守・開発・技術支援業務委託基本契約書

〔発注者名〕（以下「甲」という。）と〔受託者名〕（以下「乙」という。）は、Webサイト、サーバーその他の情報システムの修正、保守、調査、小規模改修、機能追加および技術支援に関する業務について、次のとおり業務委託基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

第1条（目的および適用範囲）

1. 本基本契約は、甲が乙に委託するWebサイト等の文章・画像の差替え、表示不具合の修正、スマートフォン対応、WordPressその他CMSの修正・保守、既存コード・サーバー・ドメイン・SSL・メールの調査または技術支援、バージョンアップ対応、小規模な機能追加および継続的改善その他これらに付随する業務（以下「本業務」という。）の共通条件を定める。
2. 本業務の具体的内容、対象、契約類型、成果物、日程および報酬等は、案件ごとの見積書兼個別契約書その他の個別契約（以下「個別契約」という。）で定める。
3. 新規Webサイト一式の制作は、個別契約に明記した場合に限り本業務に含まれる。

第2条（契約類型）

1. 個別契約は、次のいずれかとし、個別契約に明記する。
 1. 請負：特定の成果物または仕事の完成を目的とするもの
 2. 準委任：調査、原因分析、保守、相談、技術支援その他、善良な管理者の注意をもって業務を遂行することを目的とするもの
 3. 混合：前二号を作業項目ごとに区分して組み合わせるもの
2. 準委任業務では、乙は適切に業務を遂行する義務を負うが、特定の原因の判明、問題の解決、成果物の完成その他の結果を保証しない。
3. 混合契約では、請負部分には完成および検収に関する規定を、準委任部分には作業遂行および作業報告に関する規定をそれぞれ適用する。

第3条（個別契約の成立および記録）

1. 個別契約は、甲が、署名もしくは記名押印、電子契約サービス、電子メール、発注確認画面もしくは承認リンク、または承諾を客観的に記録できる方法により承認した時に成立する。
2. 見積書等の送付または閲覧のみでは個別契約は成立しない。
3. 承認リンクを用いる場合、乙は、案件番号、承認日時、契約書バージョン、承認者名およびメールアドレス、IPアドレス、User-Agent、承認対象の見積内容、契約書本文またはそのハッシュ値ならびに操作履歴を、合理的な方法で保存する。
4. 当事者は、電子的記録が改変されないよう適切に保管し、相手方から合理的な照会を受けた場合は確認に協力する。

第4条（文書の優先順位および変更）

1. 本業務に関する合意が矛盾する場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、後順位の文書を優先する旨を上位文書で明示した場合を除く。
 1. 見積書兼個別契約書
 2. 本基本契約
 3. その他の合意書面
 4. 電子メールまたはチャット等の記録
2. 業務範囲、報酬または納期の変更および追加発注は、原則として、変更内容を記載した書面または電磁的記録を甲が承認した時に成立する。口頭の依頼だけでは成立しない。

第5条（業務範囲および追加作業）

1. 見積金額には、個別契約に明記した作業のみを含む。
2. 当初説明されていない不具合、作業開始後に判明した別の不具合、対象ページ・機能の追加、大幅なデザイン変更、仕様変更、修正回数超過、テストもしくはバックアップ環境の構築、契約・移行手続、第三者サービス連携もしくはその仕様変更への対応、納品後の機能追加、範囲外の操作説明または緊急対応は、原則として追加作業とする。
3. 乙は、追加作業の内容、金額または算定方法および日程への影響を作業前に提示し、甲の承認後に着手する。ただし、個別契約で追加作業の時間数または金額の上限を定めた場合、乙はその範囲で承認を都度得ずに実施できる。
4. 安全確保または被害拡大防止のため直ちに措置が必要で、甲の承認を待つことが合理的でない場合、乙は必要最小限の可逆的措置を行い、速やかに甲へ報告できる。費用は、緊急性、原因および利益を受ける当事者を考慮して協議する。

第6条（調査業務）

1. 既存サイトまたは旧式システム等の調査は、原則として準委任とし、個別契約に、時間単価、上限時間もしくは上限額、調査範囲および報告方法を定める。
2. 調査のみを発注し、その後の改修を別途見積もることができる。個別契約に定めた場合、調査費の全部または一部を後日の改修費へ充当する。
3. 適切な調査を行っても原因または修復方法が判明しないことがある。この場合も、乙が適切に遂行した調査について報酬が発生する。

第7条（稼働および連絡対応）

1. 乙は、本業、家庭生活その他の予定と両立して副業として本業務を行う。火曜日および金曜日は比較的作業時間を確保しやすい日であり、必要に応じてその他の平日夜間その他の日時にも作業を行うことがある。
2. 前項の曜日または時間帯は、営業時間、受付時間、対応可能時間もしくは待機時間を意味せず、乙が定期的もしくは常時稼働し、または連絡を受け付け、直に対応することを約束するものではない。本業時間外、平日日中および夜間を含め、即時または当日中の返信・作業を保証しない。
3. 土曜日および日曜日は主な作業日としない。ただし、案件および乙の都合により他の日時に作業することがある。

4. 即日対応、常時監視、24時間対応および休日対応は、個別契約で明示した場合を除き提供しない。緊急対応は原則として範囲外であり、乙は特定日時の無制限な待機、受付または作業義務を負わない。
5. 月額保守における連絡方法、対応時間帯、返信目安および優先対応は個別契約で定める。返信目安は、明示的に保証すると記載しない限り目安とする。

第8条（日程および納期）

1. 作業開始予定日、予定期間および完了予定日は個別契約で定める。完了予定日は「確定納期」と明記した場合を除き目安とする。
2. 確定納期を設ける場合、当事者は作業内容、甲の資料提供・確認・回答・承認期限、必要なアカウント提供その他の前提条件を個別契約に定める。
3. 甲による協力が遅れた場合、乙はその遅延および再手配に合理的に必要な期間に応じて日程を変更できる。仕様変更、追加作業または想定外の技術的問題が生じた場合、当事者は日程および報酬を協議する。
4. 本業、体調、家庭事情、災害、感染症、停電、通信障害その他やむを得ない事情により変更が必要な場合、乙は合理的な範囲で速やかに甲へ連絡し、新たな日程を協議する。乙は自己都合のみを理由に通知または協議なく一方的に遅延してはならない。
5. 本条は、乙の故意または重大な過失による遅延責任を免除しない。

第9条（甲の協力義務）

1. 甲は、正確な情報・資料および必要最小限のアカウントを期限内に提供し、確認、回答、承認およびテストを行う。
2. 甲は、掲載内容の正確性・適法性、提供素材が著作権、商標権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないこと、個人情報適法の適法な取扱いならびにサーバー、ドメインおよび外部サービス契約の維持について責任を負う。
3. 甲は、認証情報を適切に管理し、作業中、乙との調整なく作業対象箇所を変更しない。
4. 甲の協力遅延中、乙はこれに起因する納期遅延の責任を負わない。乙の催告後〔14〕日以上連絡または必要な協力が無い場合、乙は再開日程への影響を通知して業務を一時停止できる。

第10条（作業環境および本番作業）

1. 文章・画像の差替え、小規模なCSS修正その他影響範囲が限定される軽微な変更は、個別契約で定めたバックアップ後、本番環境で直接実施できる。
2. PHP・CMSのバージョンアップ、大規模なプラグイン更新、データベース構造変更、複数ページへの改修、決済・予約・問合せ等の重要機能または復旧困難な作業について、乙は原則としてテスト環境の利用を提案する。
3. テスト環境がない場合、その構築は別途有償とすることができる。
4. 甲が、乙から具体的なリスクおよび代替策の説明を受けた上で本番環境での作業を選択した場合、当該選択により通常避けられなかった停止、表示乱れまたはデータ復旧等の追加費用および損害は甲の負担とする。ただし、乙の故意または重大な過失によるものを除く。

第11条（バックアップ）

1. バックアップの取得主体、対象（ファイル、データベース、メール、サーバー設定等）、取得時点、保存場所および保存期限は個別契約で定める。記載のない対象はバックアップに含まれない。

2. サーバーまたは第三者サービスの仕様、容量、権限その他の制約により、完全な取得またはサーバー全体の復旧ができない場合がある。乙は判明した制約を甲へ説明する。
3. 乙は保存期限経過後、バックアップを削除できる。長期保管は別契約とする。
4. 甲は、事業上重要なデータを自らも保存する。

第12条（完了、納品および検収）

1. 請負業務について、乙は完了後に納品または作業完了を通知し、甲は個別契約所定の期間（定めがなければ通知後7日間）内に確認する。
2. 甲は不具合がある場合、対象箇所、再現手順、期待結果および実際の結果を具体的に通知する。合意仕様に適合しない範囲内の不具合は乙が修正し、仕様変更または追加要望は追加作業とする。
3. 前項の期間内に具体的な指摘がない場合、または甲が成果物を通常の本番運用に使用した場合、検収に不相当な事情がある場合を除き検収完了とみなす。
4. 準委任業務は、乙による作業報告の提出をもって当該報告対象期間の業務を完了し、成果物の完成検査は行わない。甲は疑義があれば合理的な期間内に具体的に照会する。

第13条（無償修正および契約不適合）

1. 請負業務の無償修正期間は検収完了後14日間とする。ただし、個別契約で変更できる。
2. 無償対応は、合意仕様と明らかに異なる箇所、乙の実装ミスにより正常動作しない箇所または検収期間中に具体的に報告された範囲内の不具合に限る。
3. 仕様変更、新規要望、甲または第三者による変更、CMS・プラグイン・PHP・OS等の更新、第三者サービス・ブラウザ・端末の仕様変更、マルウェア・不正アクセス、甲の操作ミス、契約時に確認できなかった既存不具合、範囲外の箇所、期間経過後の不具合または推奨環境・注意事項に従わなかったことによる不具合は、無償対応の対象外とする。
4. 本条は、民法上の契約不適合責任その他強行法規の適用を排除せず、甲が消費者である場合を含め、法令上制限できない権利を制限しない。

第14条（報酬、費用および支払）

1. 報酬、消費税等の取扱い、支払方式、支払期日および振込手数料の負担者は個別契約で定める。支払方式は、一括、着手金・残金、月額、時間単価、調査・改修の分割またはマイルストーン払いから選択できる。
2. クレジットカードによる支払には、PAY株式会社が提供する決済サービス「PAY.JP」を利用する。クレジットカード番号はPAY.JPへ直接送信され、乙はこれを取得または保持しない。
3. サーバー、ドメイン、外部サービス、有料素材その他の第三者費用は、個別契約で含むと明記しない限り別途とする。乙は甲の事前承認を得て立て替えた実費を請求できる。
4. 甲が支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済まで年3パーセントまたは法令上許される上限のいずれか低い率による遅延損害金を支払う。
5. 乙は、相当期間を定めて催告しても支払がない場合、業務を停止し、未払解消まで新規業務への着手を拒むことができる。これにより日程を変更する場合、乙は甲へ通知する。
6. フリーランス・事業者間取引適正化等法または中小受託取引適正化法（取適法）が適用される場合、支払期日、振込手数料その他の条件は当該強行法規に従う。

第15条（中途解約およびキャンセル）

1. 甲は、乙へ書面または電磁的方法で通知して、個別契約の全部または一部を中途解約できる。
2. 作業開始前は、実施済みの調査・準備および取消不能な外部費用を精算する。これらがなく乙に損害がない場合、未実施分の報酬は請求しない。
3. 作業開始後は、完了済みの作業、実施済みの調査、合理的に確保済みで他案件へ転用できない作業時間、取消不能な外部費用ならびに必要な復旧・原状回復費用を、進捗および根拠に基づき精算する。既払金に過不足があれば差額を返還または支払う。
4. 乙の責めに帰すべき事由による解約では、甲は未実施分を負担しない。
5. 月額保守の最低契約期間および解約申出期限は個別契約で定める。法令上事前予告または理由開示が必要な当事者はこれに従う。

第16条（第三者サービス）

1. サーバー、ドメイン、CMS、テーマ、プラグイン、API、SNS、クラウド、オープンソースソフトウェア等は第三者が提供するものであり、乙は、その継続、無停止、互換性、仕様または料金を保証しない。
2. 有料サービスは原則として甲名義で契約する。乙名義で一時契約する場合の料金、期間、終了時のアカウント、ライセンスおよびデータの引渡条件は個別契約で定める。
3. 第三者サービスの停止、障害または仕様変更への対応は、個別契約に明記しない限り範囲外とする。

第17条（セキュリティおよび認証情報）

1. 乙は、業務内容および費用に照らし合理的な安全管理措置を講じるが、完全なセキュリティまたは侵害がないことを保証しない。
2. 甲は、強固で使い回しのないパスワード、可能な場合の二要素認証、適時の更新およびアクセス権管理を行う。
3. 乙は、共有された認証情報を本業務以外に使用せず、適切に管理し、業務終了後に保持不要となったものを削除する。甲は必要に応じて作業終了時にパスワード等を変更する。
4. 不正アクセス、マルウェア対応、脆弱性診断、常時または24時間の監視は個別契約がない限り範囲外とする。乙が脆弱性または侵害の疑いを発見した場合、個別契約所定の連絡先へ合理的に速やかに連絡するが、緊急時の即時対応を保証しない。

第18条（秘密保持）

1. 甲および乙は、相手方から秘密である旨を示して開示された情報ならびに性質上秘密と合理的に認められる顧客・営業・技術情報、ソースコード、サーバー情報、ID・パスワード・APIキー、個人情報、未公開サイト、見積内容その他業務上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、本業務以外に利用せず、相手方の承諾なく第三者へ開示しない。
2. 次の情報は秘密情報に含まれない。ただし個人情報および認証情報は法令および本契約に従い取り扱う。
 1. 開示時に公知であった情報、または受領者の責めによらず公知となった情報
 2. 開示前から適法に保有していた情報
 3. 守秘義務を負わず正当な権限ある第三者から取得した情報
 4. 秘密情報によらず独自に開発した情報

3. 法令、裁判所または行政機関から開示を求められた場合、必要な範囲で開示できる。この場合、法令上許される限り事前に相手方へ通知する。
4. 本条の義務は契約終了後5年間存続し、個人情報および認証情報は期間にかかわらず法令およびその性質に応じ適切に取り扱う。

第19条（個人情報）

1. 当事者は、個人情報を本業務の目的に必要な範囲でのみ取り扱い、個人情報保護法その他の法令に従い、漏えい、滅失または毀損を防止するため必要かつ適切な措置を講じる。
2. 乙が甲から個人データの取扱いを受託する場合、取扱目的、範囲、保管場所、削除・返還、事故報告、甲による合理的な取扱状況確認および再委託条件を必要に応じ個別契約で定める。
3. 漏えい等が生じ、またはそのおそれを認識した当事者は、法令上許される範囲で相手方へ速やかに連絡し、原因調査および被害拡大防止に協力する。

第20条（知的財産権）

1. 甲の提供素材に関する権利は甲または正当な権利者に帰属する。
2. 乙が案件専用に新規作成した成果物の著作権は、個別契約の選択に従い、報酬および費用の全額支払後に、同契約所定の範囲で甲へ譲渡し、または甲へ利用許諾する。譲渡を選択した場合、著作権法第27条および第28条の権利を含むか否かを個別契約に明記する。
3. 乙または第三者が従前から保有する汎用プログラム、共通ライブラリ、テンプレート、ノウハウ、開発手法、汎用部品、既存コード、OSS、テーマおよびプラグインの権利は乙または第三者に留保される。乙は甲に、成果物を運用するため必要な範囲で、第三者条件に従う非独占的な利用を許諾する。
4. 乙は、個別契約で別段の合意がない限り、成果物の通常利用に必要な範囲で著作者人格権を行使しない。ただし、乙の名誉または声望を害する改変についてはこの限りでない。

第21条（実績掲載）

乙は、個別契約で選択した条件に従い、甲名、サイト名、URL、画面キャプチャ、作業概要および使用技術を実績として掲載できる。ただし、秘密情報、管理画面および個人情報を掲載しない。

第22条（AIおよび外部開発ツール）

1. 乙は、個別契約の条件に従い、生成AI、コード補完、静的解析、翻訳、クラウド、開発支援およびGitホスティング等を品質向上・効率化のため利用できる。
2. 乙は、甲の秘密情報、個人情報または認証情報を、必要な保護措置および許可なく外部サービスへ入力しない。機密性の高い案件では、利用可否、対象データ、学習利用の拒否設定その他の条件を個別契約で定める。

第23条（再委託）

1. 乙は原則として自ら本業務を行う。ただし、甲の事前承諾がある場合、個別契約で認められた場合、またはサーバー・クラウド等の通常の外部サービスを利用する場合は、必要な範囲で再委託できる。
2. 乙は再委託先に、本業務に関する自己の義務と同等の秘密保持および安全管理義務を課し、その履行について責任を負う。

第24条（単発業務と月額保守）

1. 単発業務には、個別契約に明記しない限り、継続更新、定期バックアップ、セキュリティ・死活監視、CMS等の定期更新、障害時優先対応、電話サポート、操作代行、無制限相談、サーバー管理およびドメイン更新管理を含まない。
2. 月額保守では、月額料金、月間作業時間、未使用時間の繰越、対象・対象外作業、連絡方法、対応時間帯、返信目安、優先対応、最低期間、更新および解約申出期限を個別契約で定める。

第25条（保証の限界および損害賠償）

1. 乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は、現実が生じた直接かつ通常の損害を賠償する。予見の有無を問わず、逸失利益、事業機会喪失、間接損害または特別損害は対象外とする。
2. 乙の賠償額の総額は、原因となった個別契約について乙が現実を受領した報酬額を上限とする。月額契約では個別契約所定の上限とし、定めがなければ原因発生日直前6か月分の受領済み報酬額を上限とする。
3. 甲の提供情報・素材・操作、甲もしくは第三者による変更、または第三者サービスの障害等に起因し、乙の責めに帰すことができない損害について、乙は責任を負わない。
4. 前三項は、乙の故意または重大な過失による損害には適用しない。また、甲が消費者に該当する場合の消費者契約法その他の強行法規に反する範囲では適用しない。

第26条（解除）

1. 当事者は、相手方が本契約に違反し、報酬を支払わず、必要な協力を長期間行わず、不正・違法もしくは第三者の権利を侵害する依頼をし、契約範囲外の作業を強要し、または信頼関係を著しく損なった場合、相当期間を定めて是正を催告し、是正されなければ本基本契約または個別契約を解除できる。
2. 相手方に支払停止、破産等の申立て、差押え、重大な契約違反、反社会的勢力との関係が生じた場合、または違法行為への関与を求められた場合、催告なく解除できる。
3. 解除時は、完了済み作業、適切に実施した調査および取消不能な外部費用を第15条に準じて精算する。解除した当事者は、解除とは別に請求可能な損害賠償を妨げられない。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 当事者は、自らおよび実質的支配者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でなく、資金提供その他の関係を有せず、暴力的要求、不当要求、脅迫、信用毀損または業務妨害を行わないことを表明し保証する。
2. 相手方が前項に違反した場合、催告なく本基本契約および個別契約を解除できる。違反者は解除による自己の損害を請求できず、相手方に生じた損害を賠償する。

第28条（不可抗力）

天災、戦争、感染症、法令・行政措置、広域停電、通信網または第三者サービスの大規模障害その他当事者の合理的支配を超える事由により履行が遅延または不能となった場合、当該当事者はその範囲で責任を負わない。当該当事者は相手方へ合理的に速やかに通知し、影響軽減および日程変更を協議する。

第29条（契約期間）

- 1. 本基本契約の有効期間は締結日から1年間とし、満了1か月前までにいずれからも終了の通知がない場合、同一条件で1年間更新し、以後も同様とする。
- 2. 本基本契約終了時に存続する個別契約は、その業務および精算の完了まで有効とする。
- 3. 第14条、第18条から第20条、第25条、第30条、第31条および性質上存続すべき規定は契約終了後も有効とする。

第30条（協議、準拠法および合意管轄）

- 1. 本契約に定めのない事項または解釈上の疑義について、当事者は誠実に協議する。
- 2. 本契約の準拠法は日本法とする。
- 3. 本契約に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は、[受託者所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所] とする。ただし、甲が消費者である場合その他強行法規により本合意が許されない場合は、当該法令に従う。

第31条（強行法規および分離可能性）

本契約の一部が消費者契約法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法その他の強行法規により無効または執行不能であっても、残部は可能な限り有効に存続し、当事者は当該規定の目的に最も近い適法な内容を協議する。

以上、本契約成立の証として、本書を紙または電磁的記録により作成し、各当事者が署名、記名押印または電子的承認を行い、各自保管する。

契約締結日：[年] 年 [月] 月 [日] 日

当事者	住所・氏名等
甲（発注者）	住所：[住所] 名称：[名称] 代表者：[代表者名]
乙（受託者）	住所：[住所] 氏名・屋号：[氏名・屋号]